

介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ&A

No.	分類	質問内容	回答
1	通所介護相当サービス 通所型サービスA	介護給付サービス及び現行相当サービスである通所介護と通所型サービスAを同一の事業所で運営している場合、それぞれのサービスでの兼務はできますか。	管理者のみの兼務は可能です。介護職員の兼務は認められないため、勤務日を切り分けて配置し、併任としてください。また、シフト表を提出する際は、上記の切り分けた配置がわかるよう、各サービスごとのシフト表を作成してください。
2	訪問介護相当サービス 訪問型サービスA	介護給付サービス及び現行相当サービスである訪問介護と訪問型サービスAを同一の事業所で運営している場合、それぞれのサービスでの兼務はできますか。	管理者のみの兼務は可能です。サービス提供責任者（訪問介護、訪問介護相当サービス）と訪問事業責任者（訪問型サービスA）については、担当する利用者が両サービス合わせて40人以内であれば兼務することは可能です。訪問介護員については兼務は認められないため、従事する時間帯を切り分けて配置し、併任としてください。また、シフト表を提出する際は、上記の切り分けた配置がわかるよう、各サービスごとのシフト表を作成してください。
3	訪問型サービスA	訪問型サービスAの訪問事業責任者の資格要件における、「市長が指定する研修受講者」とはどのような研修のことですか。	「介護職員初任者研修」、「生活援助従事者研修」、「箕面市生活支援サポーター養成研修」を指します。ただし、上記の研修は訪問介護及び訪問介護相当サービスにおけるサービス提供責任者の資格要件とはなりませんので注意してください。
4	通所型サービスC	通所型サービスCにおける機能訓練指導員の資格要件はどのようなものですか。	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師のいずれかの資格です。原則、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の配置をお願いしています。
5	通所介護相当サービス 通所型サービスA	介護給付サービスである通所介護と通所型サービスAの運営について、利用者に対して同時一体的なサービスの提供は可能ですか。	事業の目的や方針、利用者のプランにおいて求められるサービスは各サービスごとに異なるので、機能訓練などのサービス提供において、両者が混在しないよう注意してください。なお、食事やレクリエーションを同時に行うことは差し支えありません。
6	通所型サービスA	通所型サービスA利用者の入浴について、どうしても入浴したいというかたには、実費で入浴してもらうことは可能ですか。	アセスメントによって心身状態等から入浴が必要と判断される場合は、通所型サービスAではなく、通所介護相当サービスを利用していただくことになります。通所型サービスAの人員配置（定員15人までは従業者1人）において、緩和型のサービス提供時間中に、利用者の安全を確保しながら、希望者に対して入浴サービスを提供することは難しいと考えます。
7	全サービス	運営規程、重要事項説明書、契約書について、ひな形はありますか。	下記箕面市ホームページに各種様式のひな形を掲載しています。 (https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/sougou/sinsei.html)
8	全サービス	事故などが発生した場合の報告先と様式はありますか。	箕面市健康福祉部高齢福祉室あてに報告してください。報告書様式については、保健福祉サービスにおける苦情解決制度のご案内のホームページに掲載しています。 (https://www.city.minoh.lg.jp/lifeplaza/kujou/kujyou-top.html) ※利用者の行方不明が生じた場合は、地域包括ケア室又は広域福祉課あて速やかに電話で報告してください。

9	全サービス	総合事業の実施を定款の事業目的に追加する際、どのように記載すればよいですか。	<p>【定款の記載例】</p> <p>「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」、「介護保険法に基づく第1号事業」、「介護保険法に基づく第1号訪問事業」、「介護保険法に基づく第1号通所事業」、「介護保険法に基づく第1号訪問事業及び第1号通所事業」などのいずれかを選んで記載してください。</p> <p>※「老人居宅生活支援事業」に関する文言が記載されている場合は、総合事業の第1号訪問事業が含まれます。</p> <p>※「老人デイサービス事業」又は「老人デイサービスセンター」に関する文言が記載されている場合は、総合事業の第1号通所事業が含まれます。</p>
10	通所型サービスA	通所型サービスAにおいて利用のキャンセルが出た場合、利用者からキャンセル料を徴収することは可能ですか。	<p>キャンセル料の規定をあらかじめ重要事項説明書及び契約書に明記し、利用者へ説明のうえ同意を得ている場合にはキャンセル料を徴収することは可能です。市ホームページに掲載している重要事項説明書等のひな形にキャンセル料についての記載がありますので、ご参照ください。</p> <p>(https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/sougou/sinsei.html)</p>
11	全サービス	総合事業の新規指定及び更新に係る手数料はいくらですか。	箕面市では、現在のところ総合事業に係る手数料はありません。
12	全サービス	現行相当サービスと緩和型サービスの指定を併せて受けしており、各サービスで同内容の変更があった場合、変更届はそれぞれ必要ですか。	同内容の変更であっても、現行相当サービスと緩和型サービスのそれぞれで変更届の提出が必要です。
13	全サービス	総合事業利用中に要介護認定申請を行う場合、サービス利用と費用の関係はどうなりますか。	<p>要介護認定を受けた場合は、介護給付サービスの利用を開始するまでの間は、事業対象者として総合事業を利用することができます。ただし、介護給付サービスとの併用はできません。</p> <p>くわしくは、国の「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」P71及びP122でご確認ください。</p> <p>(https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000205730.pdf)</p>
14	全サービス	総合事業利用者と保険外サービスである自費利用者に対して、一体的にサービス提供することは可能ですか。	<p>厚生労働省通知「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」</p> <p>(https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu-files/documents/2018/0928174308379/ksvol678.pdf)</p> <p>をふまえ、総合事業利用者に対し支障が出ないよう必要要件を遵守いただき、介護保険サービスの一環として、適切なサービス提供体制を確保した上であれば、可能です。</p> <p>くわしくは、広域福祉課にご相談ください。</p>